

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年9月19日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

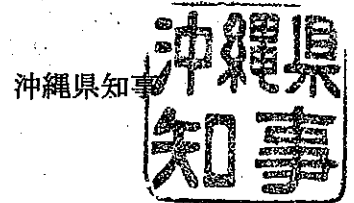
( 別 紙 )

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例案に対する意見

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例案については、異議ありません。

教 財 第 521 号  
平 成 19 年 9 月 11 日

沖縄県教育委員会委員長 殿



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成19年9月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

# 学校教育法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

平成19年9月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

### 1 件名

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

(1) 教育基本法の全部が改正され、平成18年12月22日に公布・施行された。新しい教育基本法では、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めること等について規定したとされている。

(2) 改正後の教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定めるとともに、各学校種の目的及び教育の目標を見直し、あわせて、副校長等の新しい職を置くことができることとし、学校教育の一層の充実を図ることを趣旨とした学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）が平成19年6月27日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

(3) (2)に伴い、条例の規定を整理するため、関係条例の一部を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

(1) 次の6条例について、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理を行う。

ア 沖縄県看護師等修学資金貸与条例<第1条>

イ 沖縄県学校法人の助成に関する条例<第2条>

ウ 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例<第3条>

エ ちゅらうちな一安全なまちづくり条例<第4条>

オ 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例<第5条>

カ 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例<第6条>

- (2) この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）  
(2) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条、附則第1条

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課、総務部総務私学課、総務部人事課、福祉保健部青少年児童・家庭課、福祉保健部医務・国保課及び警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表  
(2) 根拠法令等の参照条文  
(3) その他参考となる資料

## 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 沖縄県看護師等修学資金貸与条例(昭和47年沖縄県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第62条」を「第97条」に改める。

(沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県学校法人の助成に関する条例(昭和48年沖縄県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第102条第1項」を「附則第6条」に改める。

(沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正)

第3条 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和50年沖縄県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

(ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部改正)

第4条 ちゅらうちな一安全なまちづくり条例(平成15年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第17条中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

(沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年沖縄県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例(平成19年沖縄県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

平成19年 月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定を整理するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 新旧対照表 (第1条関係)

沖縄県看護師等修学資金貸与条例 (昭和47年沖縄県条例第75号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「修士課程修学生」とは、看護師の免許を取得し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する国内の大学院又はこれと同等以上と認められる国外の大学院(以下「大学院」という。)の修士課程(以下「修士課程」という。)において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、修士課程修了後、1年を経過する日までに県内の医療機関等において看護業務に従事しようとするものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「修士課程修学生」とは、看護師の免許を取得し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条に規定する国内の大学院又はこれと同等以上と認められる国外の大学院(以下「大学院」という。)の修士課程(以下「修士課程」という。)において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、修士課程修了後、1年を経過する日までに県内の医療機関等において看護業務に従事しようとするものをいう。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県学校法人の助成に関する条例（昭和48年沖繩県条例第31号）新旧対照表	
改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>附則第6条</u>の規定により私立の幼稚園を設置する者を含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第102条第1項</u>の規定により私立の幼稚園を設置する者を含むものとする。</p>

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表 (第 3 条関係)

沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例 (昭和50年沖繩県条例第 8 号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(貸与の対象者)</p> <p>第 2 条 修学奨励金の貸与をうけることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 54 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程 (以下「広域の通信制の課程」という。) を除く。) に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有するもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p>第 2 条 修学奨励金の貸与をうけることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 45 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程 (以下「広域の通信制の課程」という。) を除く。) に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有するもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第4条関係）

ちゅうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(児童等の安全教育の充実)            第17条 県は、<u>幼児、児童、生徒及び学生</u>（以下「児童等」という。）に対し、犯罪に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。</p>	<p>(児童等の安全教育の充実)            第17条 県は、<u>児童、生徒、学生及び幼児</u>（以下「児童等」という。）に対し、犯罪に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表 (第5条関係)

改正案	現行
<p>沖縄県職員の修学部分休業に関する条例 (平成17年沖縄県条例第48号) 新旧対照表</p> <p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校</p> <p>(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認められたもの</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。</p>	<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校</p> <p>(2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認められたもの</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表 (第6条関係)

新旧対照表 (平成19年沖縄県条例第11号) 新旧対照表	現 行
<p>(認定こども園の類型) 第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するものをいう。 ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号) 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ (略) (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかにかに該当する施設をいう。 ア (略) イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するもの (7) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (4) (略) (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。</p>	<p>(認定こども園の類型) 第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するものをいう。 ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号) 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ (略) (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかにかに該当する施設をいう。 ア (略) イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するもの (7) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (4) (略) (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。</p>
<p>(認定こども園の類型) 第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するものをいう。 ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号) 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ (略) (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかにかに該当する施設をいう。 ア (略) イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するもの (7) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (4) (略) (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。</p>	<p>(認定こども園の類型) 第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するものをいう。 ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号) 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ (略) (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかにかに該当する施設をいう。 ア (略) イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかにかに該当するもの (7) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 (4) (略) (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。</p>

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(注) 条例の改正規定に係る都分の対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。